

大和市広告掲載に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第17号

大和市広告掲載に関する規則の一部を改正する規則

大和市広告掲載に関する規則（平成20年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「掲示（）」の次に「命名を含む。」を加える。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 公共施設等の愛称

第13条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるものについては、この限りでない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。